

第 6 章

資料

1 施策の展開方向における関係機関・部署一覧

| 項目 | | | 施策の方向 | 関連機関・部署 | 頁 |
|----|-----|---|---------------------------------------------|-------------------------------------------|-----|
| 大 | 中 | 小 | | | |
| 1 | | | 高齢者を地域で支える環境づくり | | |
| | 1-1 | | 高齢者の総合支援体制の充実 | | |
| | | | 総合相談支援事業の推進 | 福祉部高齢介護課 高齢者生活支援センター | 99 |
| | | | 医療・介護連携の推進 | 福祉部地域福祉課／高齢介護課 高齢者生活支援センター | 99 |
| | | | 共生型サービスの特例等による 介護保険と障害者福祉制度の連携 | 福祉部障害福祉課／高齢介護課 | 100 |
| | | | 相談窓口における連携強化 | 福祉部高齢介護課／保健福祉セン ター等関係機関 高齢者生活支援センター | 100 |
| | 1-2 | | 高齢者生活支援センターの機能強化 | | |
| | | | 高齢者生活支援センターの体制 強化のための方策 | 福祉部高齢介護課 高齢者生活支援センター | 101 |
| | | | 包括的・継続的ケアマネジメント の推進 | 福祉部高齢介護課 高齢者生活支援センター | 101 |
| | | | 高齢者生活支援センターの効果 的な運営支援 | 福祉部高齢介護課 高齢者生活支援センター | 102 |
| | | | 地域ケア会議の運営管理 (PDCA) の向上 | 福祉部高齢介護課 高齢者生活支援センター | 102 |
| | | | 高齢者生活支援センターの周知 | 福祉部高齢介護課 高齢者生活支援センター | 102 |
| | 1-3 | | 芦屋市地域発信型ネットワークの充実 | | |
| | | | 小地域福祉ブロック会議の充実 | 福祉部地域福祉課 社会福祉協議会 | 105 |
| | | | 中学校区福祉ネットワーク会議 の充実 | 福祉部地域福祉課 社会福祉協議会 | 105 |
| | | | 地域ケア会議による「地域包括ケ ア」の推進に向けた幅広い分野と の連携強化 | 福祉部地域福祉課／高齢介護課 高齢者生活支援センター | 105 |
| | | | 高齢者セーフティネットの整備 | 福祉部地域福祉課／高齢介護課 高齢者生活支援センター | 105 |
| | 1-4 | | 地域での見守り体制の充実 | | |
| | | | 日常的な見守り体制の整備, 充実 | 福祉部地域福祉課／高齢介護課 都市建設部防災安全課 社会福祉協議会 | 107 |

| 項目 | | | 施策の方向 | 関連機関・部署 | 頁 |
|----|---|-----|----------------------------------------------|--------------------------------------------------------|-----|
| 大 | 中 | 小 | | | |
| | | | 地域間の連携と情報共有の 仕組みの構築 | 福祉部地域福祉課／高齢介護課 社会福祉協議会 | 107 |
| | | 1-5 | 高齢者の権利擁護支援の充実 | | |
| | | | 関係機関との連携による権利擁護 支援体制の充実 | 福祉部地域福祉課／高齢介護課 権利擁護支援センター 高齢者生活支援センター | 109 |
| | | | 権利擁護に関する情報提供の強化 | 福祉部地域福祉課／高齢介護課 権利擁護支援センター 社会福祉協議会 | 109 |
| | | | 権利擁護支援システムの構築 | 福祉部地域福祉課／高齢介護課 権利擁護支援センター 社会福祉協議会 | 109 |
| | | | 権利擁護の意識を高める 取組の推進 | 福祉部地域福祉課／高齢介護課 権利擁護支援センター 社会福祉協議会 | 110 |
| | | 1-6 | 認知症高齢者への支援体制の推進 | | |
| | | | 認知症に関する正しい知識の 普及・啓発 | 福祉部地域福祉課／高齢介護課 教育委員会学校教育課 高齢者生活支援センター 社会福祉協議会 | 111 |
| | | | 認知症支援のためのネットワー クの構築 | 福祉部高齢介護課 | 112 |
| | | | 早期発見，相談体制の充実 | 福祉部高齢介護課 こども・健康部健康課 高齢者生活支援センター | 112 |
| | | | 認知症の人や介護家族への 支援の充実 | 市民生活部地域経済振興課 福祉部高齢介護課 高齢者生活支援センター | 113 |
| | | | 居場所づくり | 福祉部地域福祉課／高齢介護課 高齢者生活支援センター | 113 |
| | | 1-7 | 日常生活支援の充実 | | |
| | | | 高齢者の在宅生活への支援等を目 的としたサービス・事業等の充実 | 福祉部高齢介護課 | 115 |
| | | | 寝たきり高齢者や認知症高齢者 への支援等を目的としたサービ ス・事業等の充実 | 福祉部高齢介護課 | 115 |
| | | | 高齢者を介護する家族への支援等を 目的としたサービス・事業等の充実 | 福祉部高齢介護課 | 115 |

| 項目 | | | 施策の方向 | 関連機関・部署 | 頁 |
|-----|---|---|------------------------------------|------------------------|-----|
| 大 | 中 | 小 | | | |
| 2 | | | 社会参加の促進と高齢者にやすらぎのあるまちづくり | | |
| 2-1 | | | 生きがいづくりの推進 | | |
| | | | (1) 自主的な活動の促進 | | |
| | | | 老人クラブ, あしやYO 倶楽部への活動支援 | 福祉部高齢介護課 | 118 |
| | | | ボランティア活動の推進 | 社会福祉協議会 | 118 |
| | | | コミュニティ・スクールの活動支援 | 社会教育部生涯学習課 | 118 |
| | | | 市民活動団体の支援とあしや市民活動センター(リードあしや)の活動推進 | 企画部市民参画課 | 118 |
| | | | 社会参加の促進 | 福祉部地域福祉課 | 119 |
| | | | (2) 生涯学習の推進 | | |
| | | | 生涯学習に関する情報提供の充実 | 社会教育部生涯学習課 | 119 |
| | | | 芦屋川カレッジ, 芦屋川カレッジ大学院の充実 | 社会教育部市民センター(公民館) | 119 |
| | | | 公民館講座や講演会などの充実 | 社会教育部市民センター(公民館) | 120 |
| | | | 多様な学習機会の創出 | 社会教育部生涯学習課 | 120 |
| | | | (3) スポーツ活動等の推進 | | |
| | | | スポーツリーダーやスポーツボランティアの育成及び活動機会の充実 | 社会教育部スポーツ推進課 | 120 |
| | | | スポーツ・レクリエーション活動の推進 | 社会教育部スポーツ推進課 | 120 |
| | | | スポーツ・レクリエーション施設の充実 | 社会教育部スポーツ推進課 | 121 |
| | | | (4) 生きがい活動支援の充実 | | |
| | | | 全庁的な生きがい推進体制の充実 | 全庁関係各課 | 122 |
| | | | 生きがいづくりの支援強化 | 全庁関係各課 福祉部高齢介護課 | 122 |
| | | | 活動場所の充実 | 企画部市民参画課 福祉部高齢介護課 | 122 |
| | | | 高齢者の社会参加を促進するための事業の充実 | 福祉部高齢介護課 | 123 |
| 3 | | | 2-2 就労支援の充実 | | |
| | | | シルバー人材センターの充実 | 福祉部高齢介護課 シルバー人材センター | 124 |
| | | | 高齢者の就労機会の拡充 | 市民生活部地域経済振興課 | 125 |
| | | | 多様な就労の促進 | 市民生活部地域経済振興課 | 125 |
| | | | 2-3 住環境の整備 | | |
| | | | 公営住宅の充実 | 都市建設部住宅課 | 126 |

| 項目 | | | 施策の方向 | 関連機関・部署 | 頁 |
|----|---------------------|-------------------------|---------------------|-----------------------------------------|-----|
| 大 | 中 | 小 | | | |
| | | | 多様な住まいの情報の提供・支援 | 福祉部高齢介護課 都市建設部住宅課 | 126 |
| | | | 住環境整備への支援 | 福祉部高齢介護課 都市建設部住宅課 | 126 |
| | 2-4 | 防犯・防災対策と災害時支援体制の整備 | | | |
| | | | 地域における防犯体制の推進 | 都市建設部建設総務課 | 128 |
| | | | 悪質な犯罪からの被害防止 | 市民生活部地域経済振興課 福祉部地域福祉課 高齢者生活支援センター | 128 |
| | | | 災害時における支援体制の整備 | 都市建設部防災安全課 福祉部高齢介護課 | 128 |
| 3 | 総合的な介護予防の推進 | | | | |
| | 3-1 | 一般介護予防の推進 | | | |
| | | | 一般介護予防事業の推進 | 福祉部高齢介護課 高齢者生活支援センター | 130 |
| | | | 自立支援・重度化防止に向けた取組の推進 | 福祉部高齢介護課 | 131 |
| | | | 介護予防センターの活用の促進 | 福祉部高齢介護課 高齢者生活支援センター | 131 |
| | | | 健康遊具の活用促進 | こども・健康部健康課 都市建設部公園緑地課 | 131 |
| | | | 介護予防事業の評価 | 福祉部高齢介護課 | 131 |
| | 3-2 | 住民主体の介護予防の推進 | | | |
| | | | 住民主体の介護予防活動への支援 | 福祉部高齢介護課 | 132 |
| | | | 社会参加による介護予防の推進 | 福祉部高齢介護課 高齢者生活支援センター | 132 |
| | 3-3 | 総合事業の推進と介護保険サービスによる予防給付 | | | |
| | | | 総合事業の推進 | 福祉部地域福祉課／高齢介護課 | 136 |
| | | | 対象者の選定 | 福祉部高齢介護課 | 136 |
| | | | 介護予防ケアマネジメントの充実 | 福祉部高齢介護課 高齢者生活支援センター | 136 |
| 4 | 介護サービスの充実による安心基盤づくり | | | | |
| | 4-1 | 介護給付適正化の推進強化 | | | |
| | | | 給付適正化計画の策定 | 福祉部高齢介護課 | 138 |
| | | | 介護保険制度と相談窓口の周知 | 福祉部高齢介護課 高齢者生活支援センター | 138 |
| | | | 介護サービス事業者における情報公開 | 福祉部高齢介護課 | 138 |

| 項目 | | | 施策の方向 | 関連機関・部署 | 頁 |
|----|---|-----|-------------------------------------------|-------------------------|-----|
| 大 | 中 | 小 | | | |
| | | | ケアマネジャーへの支援の強化 | 福祉部高齢介護課 高齢者生活支援センター | 138 |
| | | | 不正・不適正なサービス提供の把握 | 福祉部高齢介護課 | 138 |
| | | 4-2 | 要介護認定の適正化の推進 | | |
| | | | 認定調査体制の充実 | 福祉部高齢介護課 | 141 |
| | | | 介護認定審査体制の充実 | 福祉部高齢介護課 | 141 |
| | | | 介護認定審査会事務局体制の充実 | 福祉部高齢介護課 | 142 |
| | | 4-3 | 介護サービス事業者の質の向上に向けた取組と監査体制の確立 | | |
| | | | 情報提供、広聴の充実 | 福祉部高齢介護課 | 142 |
| | | | 苦情への適切な対応の充実 | 福祉部高齢介護課 | 143 |
| | | | 高齢者施設への相談員の派遣 | 福祉部高齢介護課 | 143 |
| | | | 指導監査の実施 | 福祉部社会福祉課／高齢介護課 | 143 |
| | | 4-4 | 低所得者への配慮 | | |
| | | | 介護保険料の軽減及び減免等の制度周知 | 福祉部高齢介護課 | 143 |
| | | | 介護保険料の軽減及び減免 | 福祉部高齢介護課 | 144 |
| | | | サービス利用料の軽減 | 福祉部高齢介護課 | 144 |
| | | 4-5 | 介護保険サービスによる介護給付 | | |
| | | | (1) 居宅サービス | | |
| | | | 医療系サービスとの連携 | 福祉部高齢介護課 | 147 |
| | | | 居宅介護支援事業所の基盤整備 | 福祉部高齢介護課 | 147 |
| | | | (2) 施設サービス | | |
| | | | 施設サービスの提供と重度の要介護高齢者等の在宅生活を支えるためのサービス基盤の整備 | 福祉部高齢介護課 | 148 |
| | | | 施設サービスを中重度要介護者へ重点化 | 福祉部高齢介護課 | 148 |
| | | | 介護人材の確保 | 福祉部高齢介護課 | 148 |
| | | 4-6 | 地域密着型サービスの充実 | | |
| | | | 地域密着型サービスの基盤整備 | 福祉部高齢介護課 | 154 |
| | | | 市営住宅等大規模集約事業の予定地における福祉施設の検討 | 福祉部社会福祉課 | 155 |
| | | | 地域密着型サービスの適切な運営を図るための方策 | 福祉部社会福祉課／高齢介護課 | 155 |
| | | 4-7 | 特別給付の実施 | | |
| | | | 緊急一時保護事業の実施 | 福祉部高齢介護課 | 156 |

2 計画策定関係法令

(1) 老人福祉法

(市町村老人福祉計画)

- 第 20 条の 8 市町村は、老人居宅生活支援事業及び老人福祉施設による事業（以下「老人福祉事業」という。）の供給体制の確保に関する計画（以下「市町村老人福祉計画」という。）を定めるものとする。
- 2 市町村老人福祉計画においては、当該市町村の区域において確保すべき老人福祉事業の量の目標を定めるものとする。
- 3 市町村老人福祉計画においては、前項の目標のほか、同項の老人福祉事業の量の確保のための方策について定めるよう努めるものとする。
- 4 市町村は、第 2 項の目標（老人居宅生活支援事業、老人デイサービスセンター、老人短期入所施設及び特別養護老人ホームに係るものに限る。）を定めるに当たっては、介護保険法第 117 条第 2 項第 1 号 に規定する介護給付等対象サービスの種類ごとの量の見込み（同法に規定する訪問介護、通所介護、短期入所生活介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、地域密着型通所介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、複合型サービス及び介護福祉施設サービス並びに介護予防短期入所生活介護、介護予防認知症対応型通所介護、介護予防小規模多機能型居宅介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護に係るものに限る。）並びに第 1 号訪問事業及び第 1 号通所事業の量の見込みを勘案しなければならない。
- 5 厚生労働大臣は、市町村が第 2 項の目標（養護老人ホーム、軽費老人ホーム、老人福祉センター及び老人介護支援センターに係るものに限る。）を定めるに当たって参酌すべき標準を定めるものとする。
- 6 市町村は、当該市町村の区域における身体上又は精神上的の障害があるために日常生活を営むのに支障がある老人の人数、その障害の状況、その養護の実態その他の事情を勘案して、市町村老人福祉計画を作成するよう努めるものとする。
- 7 市町村老人福祉計画は、介護保険法第 117 条第 1 項に規定する市町村介護保険事業計画と一体のものとして作成されなければならない。
- 8 市町村老人福祉計画は、社会福祉法第 107 条 第 1 項に規定する市町村地域福祉計画その他の法律の規定による計画であつて老人の福祉に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。

- 9 市町村は、市町村老人福祉計画（第2項に規定する事項に係る部分に限る。）を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、都道府県の意見を聴かなければならない。
- 10 市町村は、市町村老人福祉計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを都道府県知事に提出しなければならない。

（2）介護保険法

（市町村介護保険事業計画）

第117条 市町村は、基本指針に即して、3年を1期とする当該市町村が行う介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画（以下「市町村介護保険事業計画」という。）を定めるものとする。

2 市町村介護保険事業計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 1 当該市町村が、その住民が日常生活を営んでいる地域として、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、介護給付等対象サービスを提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域ごとの当該区域における各年度の認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る必要利用定員総数その他の介護給付等対象サービスの種類ごとの量の見込み
- 2 各年度における地域支援事業の量の見込み
- 3 被保険者の地域における自立した日常生活の支援、要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止及び介護給付等に要する費用の適正化に関し、市町村が取り組むべき施策に関する事項
- 4 前号に掲げる事項の目標に関する事項

3 市町村介護保険事業計画においては、前項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。

- 1 前項第1号の必要利用定員総数その他の介護給付等対象サービスの種類ごとの見込量の確保のための方策
- 2 各年度における地域支援事業に要する費用の額及び地域支援事業の見込量の確保のための方策
- 3 介護給付等対象サービスの種類ごとの量、保険給付に要する費用の額、地域支援事業の量、地域支援事業に要する費用の額及び保険料の水準に関する中長期的な推計
- 4 指定居宅サービスの事業、指定地域密着型サービスの事業又は指定居宅介護支援の事業を行う者相互間の連携の確保に関する事業その他の介護給付等対象サービス（介護給付に係るものに限る。）の円滑な提供を図るための事業に関する事項

- 5 指定介護予防サービスの事業，指定地域密着型介護予防サービスの事業又は指定介護予防支援の事業を行う者相互間の連携の確保に関する事業その他の介護給付等対象サービス（予防給付に係るものに限る。）の円滑な提供及び地域支援事業の円滑な実施を図るための事業に関する事項
- 6 認知症である被保険者の地域における自立した日常生活の支援に関する事項，医療との連携に関する事項，高齢者の居住に係る施策との連携に関する事項その他の被保険者の地域における自立した日常生活の支援のため必要な事項
- 4 市町村介護保険事業計画は，当該市町村の区域における要介護者等の人数，要介護者等の介護給付等対象サービスの利用に関する意向その他の事情を勘案して作成されなければならない。
- 5 市町村は，第2項第1号の規定により当該市町村が定める区域ごとにおける被保険者の心身の状況，その置かれている環境その他の事情を正確に把握するとともに，第118条の2第1項の規定により公表された結果その他の介護保険事業の実施の状況に関する情報を分析した上で，当該事情及び当該分析の結果を勘案して，市町村介護保険事業計画を作成するよう努めるものとする。
- 6 市町村介護保険事業計画は，老人福祉法第20条の8第1項に規定する市町村老人福祉計画と一体のものとして作成されなければならない。
- 7 市町村は，第2項第3号に規定する施策の実施状況及び同項第4号に規定する目標の達成状況に関する調査及び分析を行い，市町村介護保険事業計画の実績に関する評価を行うものとする。
- 8 市町村は，前項の評価の結果を公表するよう努めるとともに，これを都道府県知事に報告するものとする。
- 9 市町村介護保険事業計画は，地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律第5条第1項に規定する市町村計画との整合性の確保が図られたものでなければならない。
- 10 市町村介護保険事業計画は，社会福祉法第107条第1項に規定する市町村地域福祉計画，高齢者の居住の安定確保に関する法律第4条の2第1項に規定する市町村高齢者居住安定確保その他の法律に規定する計画であって要介護者等の保健，医療，福祉又は居住に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。
- 11 市町村は，市町村介護保険事業計画を定め，又は変更しようとするときは，あらかじめ，被保険者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。
- 12 市町村は，市町村介護保険事業計画（第2項第1号及び第2号に掲げる事項に係る部分に限る。）を定め，又は変更しようとするときは，あらかじめ，都道府県の意見を聴かな

ければならない。

13 市町村は、市町村介護保険事業計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを都道府県知事に提出しなければならない。

3 計画策定体制

3-1 計画策定の経過

(1) 芦屋すこやか長寿プラン21策定委員会の開催

| | 日時・場所 | 議事内容 |
|-----|---------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第1回 | 平成29年1月10日(火) 15時30分~17時30分 市役所東館 3階 大会議室 | 1 芦屋市の高齢者施策について 2 芦屋すこやか長寿プラン21計画策定スケジュールについて 3 計画策定のためのアンケート調査等について |
| 第2回 | 平成29年6月1日(木) 13時30分~15時30分 芦屋市消防庁舎 3階 多目的ホール | 1 アンケート調査の集計結果(概要)について 2 関係団体等意向調査について 3 ワークショップについて |
| 第3回 | 平成29年9月1日(金) 13時30分~15時30分 市役所東館 3階 大会議室 | 1 市民ワークショップ実施結果について 2 関係団体等意向調査結果について 3 芦屋市の高齢者人口等の推移について 4 介護保険制度改正について |
| 第4回 | 平成29年10月2日(月) 13時30分~15時30分 市役所東館 3階 大会議室 | 1 第7次芦屋すこやか長寿プラン21の主な進捗状況について 2 第8次芦屋すこやか長寿プラン21(素案)「第1章~第4章」について |
| 第5回 | 平成29年10月25日(水) 13時30分~15時30分 芦屋市消防庁舎 3階 多目的ホール | 1 第8次芦屋すこやか長寿プラン21(素案)について |
| 第6回 | 平成30年1月19日(金) 13時30分~15時30分 市役所東館 3階 大会議室 | 1 第8次芦屋すこやか長寿プラン21の変更箇所について 2 第8次芦屋すこやか長寿プラン21(原案)に係る市民意見募集結果について 3 第8次芦屋すこやか長寿プラン21(原案)「第5章 介護保険サービスの事業費の見込み」について |

(2) 芦屋市社会福祉審議会の開催

| | 日時・場所 | 議事内容 |
|-----|----------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第1回 | 平成29年11月22日(水) | 1 第8次芦屋すこやか長寿プラン21(素案)について |
| 第2回 | 平成30年2月14日(水) | 1 第8次芦屋すこやか長寿プラン21(原案)に係る 市民意見募集結果について 2 第8次芦屋すこやか長寿プラン21(原案)「第5章 介 護保険サービスの事業費の見込み」について |

(3) 芦屋すこやか長寿プラン21推進本部の開催

| | 日時・場所 | 議事内容 |
|-----|----------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第1回 | 平成29年11月13日(月) | 1 第8次芦屋すこやか長寿プラン21(素案)について |
| 第2回 | 平成30年2月6日(火) | 1 第8次芦屋すこやか長寿プラン21(原案)に係る 市民意見募集結果について 2 第8次芦屋すこやか長寿プラン21(原案)「第5章 介 護保険サービスの事業費の見込み」について |

(4) 芦屋すこやか長寿プラン21推進本部幹事会の開催

| | 日時・場所 | 議事内容 |
|-----|---------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第1回 | 平成29年11月7日(火) | 1 第8次芦屋すこやか長寿プラン21(素案)について |
| 第2回 | 平成30年1月31日(水) | 1 第8次芦屋すこやか長寿プラン21(原案)に係る 市民意見募集結果について 2 第8次芦屋すこやか長寿プラン21(原案)「第5章 介 護保険サービスの事業費の見込み」について |

(5) 芦屋すこやか長寿プラン21 評価委員会

| | 日時・場所 | 議事内容 |
|-----|--------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------|
| 第1回 | 平成27年9月16日(水) 13時30分~16時 市役所北館4階 教育委員会室 | 1 芦屋すこやか長寿プラン21(平成24年度~)について 2 地域包括ケアシステムの構築について(情報提供) |
| 第2回 | 平成28年2月22日(月) 13時30分~15時30分 市役所東館3階 中会議室 | 1 第7次芦屋すこやか長寿プラン21について 2 第7次芦屋すこやか長寿プラン21(27年度上半期)の評価について |
| 第3回 | 平成28年10月7日(金) 13時30分~16時 芦屋市保健福祉センター3階 多目的ホール | 1 第7次芦屋すこやか長寿プラン21(27年度)の評価について |
| 第4回 | 平成29年3月17日(金) 13時30分~15時30分 市役所東館3階 大会議室 | 1 第7次芦屋すこやか長寿プラン21(28年度上半期)の評価について |
| 第5回 | 平成29年8月28日(月) 13時30分~15時30分 市役所東館3階 大会議室 | 1 第7次芦屋すこやか長寿プラン21(28年度)の評価について |
| 第6回 | 平成30年2月28日(水) 10時~12時 市役所東館3階 大会議室 | 1 第7次芦屋すこやか長寿プラン21(29年度上半期)の評価について |

3-2 設置要綱

(1) 芦屋すこやか長寿プラン21策定委員会設置要綱

平成14年2月1日

(設置)

第1条 芦屋市高齢者福祉計画及び芦屋市介護保険事業計画（以下「両計画」という。）の改定を行うため、芦屋すこやか長寿プラン21策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(平22.4.1・一部改正)

(所掌事務)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事務を所掌する。

- (1) 介護保険料の見直しに関すること。
- (2) 両計画の見直しに関すること。
- (3) その他設置目的達成のために必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 保健、医療関係者
- (3) 福祉関係者
- (4) 介護保険サービス提供事業者
- (5) 介護保険法（平成9年法律第123号）第9条に規定する被保険者
- (6) 市民
- (7) 行政関係者

(平16.9.1・一部改正)

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から両計画の策定の日までとする。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により、これを定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集し、委員長がその会議の議長となる。

2 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

(意見の聴取)

第7条 委員会において、必要があると認めるときは、委員以外の者を出席させて意見等を聴くことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、高齢者福祉及び介護保険に関する事務を所管する課において行う。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮り定める。

附 則

(施行期日等)

1 この要綱は、平成14年2月1日から施行する。

2 最初に招集される会議は、第6条の規定にかかわらず市長が招集する。

附 則

この要綱は、平成16年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

(2) 芦屋市附属機関の設置に関する条例〔抜粋〕

平成18年3月24日

条例第5号

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項及び第202条の3第1項に規定する附属機関について、法律又は他の条例に定めるものを除くほか、この条例の定めるところによる。

(設置)

第2条 市に次のとおり附属機関を置く。

| | |
|--------------|------------------------------------------------------|
| 附属機関の属する執行機関 | 市長 |
| 附属機関の名称 | 芦屋市社会福祉審議会 |
| 担当事務 | 市民の社会福祉に関する事項についての調査審議 |
| 委員定数 | 12人以内 (その他必要に応じて臨時委員若干人を置くことができる。) |
| 委員の構成 | (1) 知識経験者 (2) 市議会議員 (3) 社会福祉団体等の代表者 (4) 市職員 |
| 任期 | 2年 (臨時委員は、担当事項についての審議が終了するまでの期間) |

(任期)

第3条 委員の任期は、前条の表のとおりとする。ただし、特に定める場合を除き、補欠委

員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(補則)

第4条 この条例に定めるもののほか、附属機関の組織及び運営に関し必要な事項は、当該附属機関の属する執行機関の規則で定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

(3) 芦屋市社会福祉審議会規則

平成18年4月1日

規則第48号

(趣旨)

第1条 この規則は、芦屋市附属機関の設置に関する条例(平成18年芦屋市条例第5号)

第4条の規定に基づき、芦屋市社会福祉審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長及び副会長)

第2条 審議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第3条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 審議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第4条 会長が必要と認めるときは、審議会に部会を置くことができる。

2 部会に属する委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長及び副部会長を置き、会長の指名する委員がこれに当たる。

(庶務)

第5条 審議会の庶務は、福祉事務所において処理する。

(補則)

第6条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

(4) 芦屋すこやか長寿プラン2 1 推進本部設置要綱

平成 23 年 4 月 1 日

(設置)

第1条 人と人が助け合うぬくもりのある福祉社会の実現を目指す施策を総合的に推進するため、芦屋すこやか長寿プラン2 1 推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進本部は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 高齢者福祉計画の実施及び見直しに関すること。
- (2) 介護保険事業計画の実施及び見直しに関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、高齢者全体の福祉事業に係る重要事項に関すること。

(組織)

第3条 推進本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

2 本部長は、市長をもって充て、副本部長は、副市長をもって充てる。

3 本部員は、別表第1に掲げる者をもって充てる。

(会議)

第4条 推進本部の会議は、本部長が招集する。

2 本部長は、推進本部を代表し、会務を総理する。

3 本部長に事故あるときは、副本部長がその職務を代理する。

(幹事会)

第5条 推進本部には、その所掌事務に関する具体的な施策を検討するために、幹事会を置く。

2 幹事会は委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

3 委員長は、福祉部長をもって充て、副委員長は、福祉部高齢介護課長をもって充てる。

4 委員長は、幹事会を代表する。

5 委員長に事故あるときは、副委員長がその職務を代理する。

6 幹事会委員は、別表第2に掲げる者をもって充てる。

7 委員長が必要と認めるときは、幹事会委員以外の者を出席させ、意見を聴くことができる。

(平27.4.1・一部改正)

(専門部会)

第6条 幹事会には、介護保険部会のほか必要に応じて専門部会を設置することができる。

2 専門部会の委員は、福祉部長が指名する。

3 専門部会長は、福祉部高齢介護課長をもって充てる。

4 専門部会長は、専門部会を主宰する。

5 専門部会長が必要と認めるときは、専門部会委員以外の者を出席させ、意見を聴くことができる。

(平27.4.1・一部改正)

(庶務)

第7条 推進本部の庶務は、高齢者福祉及び介護保険に関する事務を所管する課において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、推進本部の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

（平26.4.1・一部改正）

| |
|------------------------|
| （本部員） |
| 教育長 |
| 技監 |
| 企画部長 |
| 総務部長 |
| 総務部参事（財務担当部長） |
| 市民生活部長 |
| 福祉部長 |
| こども・健康部長 |
| 都市建設部長 |
| 都市建設部参事（都市計画・開発事業担当部長） |
| 上下水道部長 |
| 市立芦屋病院事務局長 |
| 消防長 |
| 教育委員会管理部長 |
| 教育委員会学校教育部長 |
| 教育委員会社会教育部長 |

別表第2（第5条関係）

（平29.4.1・一部改正）

| |
|--------------------|
| （幹事会委員） |
| 企画部主幹（総合政策担当課長） |
| 企画部市民参画課長 |
| 総務部財政課長 |
| 市民生活部人権推進課長 |
| 市民生活部男女共同参画推進課長 |
| 市民生活部地域経済振興課長 |
| 市民生活部保険課長 |
| 市民生活部環境課長 |
| 福祉部社会福祉課長 |
| 福祉部主幹（社会福祉協議会担当課長） |
| 福祉部地域福祉課長 |
| 福祉部福祉センター長 |
| 福祉部生活援護課長 |
| 福祉部障害福祉課長 |
| 福祉部主幹（福祉公社担当課長） |
| こども・健康部健康課長 |
| 都市建設部公園緑地課長 |
| 都市建設部防災安全課長 |
| 都市建設部都市計画課長 |
| 都市建設部住宅課長 |
| 市立芦屋病院事務局総務課長 |
| 教育委員会管理部管理課長 |
| 教育委員会学校教育部学校教育課長 |
| 教育委員会社会教育部生涯学習課長 |
| 教育委員会社会教育部スポーツ推進課長 |

(5) 芦屋すこやか長寿プラン21 評価委員会設置要綱

平成 12 年 10 月 1 日

(設置)

第 1 条 芦屋市高齢者福祉計画及び芦屋市介護保険事業計画（以下「両計画」という。）の評価等を行うため、芦屋すこやか長寿プラン 21 評価委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(平 22.4.1・一部改正)

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、次の各号に掲げる事務を所掌する。

- (1) 両計画の全体的な進捗状況の評価に関すること。
- (2) 提供サービスの状況、事業者間の連携状況等の評価に関すること。
- (3) 行政機関における調整、連携等の点検及び評価に関すること。
- (4) サービスの質的及び量的な観点から地域の保健、医療、福祉の関係委員会等の意見を反映した評価に関すること。
- (5) 市民及び利用者のサービスに対する満足度等の評価に関すること。
- (6) 両計画の見直しに関すること。
- (7) その他設置目的達成のために必要な事項に関すること。

(組織)

第 3 条 委員会は、委員 20 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 保健、医療及び福祉関係者
- (3) 福祉及び教育団体関係者
- (4) 介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 9 条に規定する被保険者
- (5) 行政関係者

(平 15.10.1・一部改正)

(任期)

第 4 条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から 3 年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により、これを定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 委員会は、委員長が招集し、委員長がその会議の議長となる。

2 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

(意見の聴取)

第7条 委員会において、必要があると認めるときは、委員以外の者を出席させて意見等を聴くことができる。

(専門部会)

第8条 委員会は、特定の課題について専門的に調査等の必要があると認めるときは、専門部会を置くことができる。

2 専門部会の構成員は、委員長が指名する。

3 各専門部会には、それぞれ部会長及び副部会長を置く。

4 部会長は、専門部会を主宰する。

5 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

6 専門部会において、必要があると認めるときは、委員以外の者を出席させて意見等を聴くことができる。

7 専門部会は、委員会から付託された事項について協議し、その結果を委員会に報告する。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、高齢者福祉及び介護保険に関する事務を所管する課において行う。

2 専門部会の庶務は、委員長が指名した課が行う。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮り定める。

附 則

(施行期日等)

1 この要綱は、平成12年10月1日から施行する。

2 最初に招集される会議は、第6条の規定にかかわらず市長が招集する。

3 最初の任期は、第4条の規定にかかわらず平成15年3月31日までとする。

附 則

この要綱は、平成15年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

3-3 委員名簿

(1) 芦屋すこやか長寿プラン21策定委員会

平成29年1月10日現在

| 区分 | 氏名 | 出身団体等の名称及び役職 |
|------------------|---------|-----------------------------|
| 学識経験者 | ◎ 陳 礼美 | 関西学院大学人間福祉学部教授 |
| 保健・医療関係者 | ○ 宮崎 睦雄 | 芦屋市医師会 |
| 福祉関係者 | 岩本 仁紀子 | 芦屋市民生児童委員協議会 |
| | 加納 多恵子 | 芦屋市社会福祉協議会会長 |
| 介護サービス提供事業者 | 小林 浩司 | 芦屋市介護老人福祉施設事業者連絡会 |
| | 佐野 武 | 芦屋市介護サービス事業者連絡会会長 |
| | 針山 大輔 | 芦屋市高齢者生活支援センター |
| 介護保険法9条に規定する被保険者 | 柴沼 元 | 芦屋市老人クラブ連合会副会長 |
| | 原 秀敏 | 芦屋市国民健康保険運営協議会会長 |
| | 江尻 真由美 | 認知症の人をささえる家族の会 あじさいの会世話人 |
| 市民 | 恩田 泰子 | 市民委員 |
| | 横山 宗助 | 市民委員 |
| 行政関係者 | 寺本 慎児 | 芦屋市福祉部長 |
| アドバイザー | 仲西 博子 | 兵庫県阪神南県民センター芦屋健康福祉事務所長 |

敬称略 ◎委員長 ○副委員長

(2) 芦屋市社会福祉審議会

平成 29年6月9日現在

| 区 分 | 氏 名 | 出身団体等の名称及び役職 |
|-------------|----------|------------------------|
| 知識経験者 | ◎ 中田 智恵海 | (特非)ひょうごセルフヘルプ支援センター代表 |
| | ○ 佐々木 勝一 | 京都光華女子大学教授 |
| | 都村 尚子 | 関西福祉科学大学教授 |
| | 小野セレスタ摩耶 | 滋慶医療科学大学院大学准教授 |
| | 河盛 重造 | 芦屋市医師会副会長 |
| 市議会議員 | 畑中 俊彦 | 芦屋市議会議長 |
| | 平野 貞雄 | 芦屋市議会民生文教常任委員会委員長 |
| 社会福祉団体等の代表者 | 加納 多恵子 | 芦屋市社会福祉協議会会長 |
| | 田中 航次 | 芦屋市民生児童委員協議会副会長 |
| | 大嶋 三郎 | 芦屋市老人クラブ連合会会長 |
| 市職員 | 佐藤 徳治 | 芦屋市副市長 |

敬称略 ◎委員長 ○副委員長

(3) 芦屋すこやか長寿プラン2 1 推進本部

| 氏 名 | 所 属 |
|---------|------------------------|
| ◎ 山中 健 | 市長 |
| ○ 佐藤 徳治 | 副市長 |
| 福岡 憲助 | 教育長 |
| 宇野 文章 | 技監 |
| 稗田 康晴 | 企画部長 |
| 山口 謙次 | 総務部長 |
| 脇本 篤 | 総務部参事（財務担当部長） |
| 北川 加津美 | 市民生活部長 |
| 寺本 慎児 | 福祉部長 |
| 三井 幸裕 | こども・健康部長 |
| 辻 正彦 | 都市建設部長 |
| 山城 勝 | 都市建設部参事（都市計画・開発事業担当部長） |
| 古田 晴人 | 上下水道部長 |
| 阪元 靖司 | 市立芦屋病院事務局長 |
| 吉岡 幸弘 | 消防長 |
| 岸田 太 | 教育委員会管理部長 |
| 北尾 文孝 | 教育委員会学校教育部長 |
| 川原 智夏 | 教育委員会社会教育部長 |

◎本部長 ○副部長

(4) 芦屋すこやか長寿プラン2 1 推進本部幹事会

| 氏 名 | 所 属 |
|---------|--------------------|
| ◎ 寺本 慎児 | 福祉部長 |
| ○ 篠原 隆志 | 福祉部高齢介護課長 |
| 中西 勉 | 企画部主幹（総合政策担当課長） |
| 山田 弥生 | 企画部市民参画課長 |
| 岡崎 哲也 | 総務部財政課長 |
| 田中 尚美 | 市民生活部人権推進課長 |
| 福島 貴美 | 市民生活部男女共同参画推進課長 |
| 船曳 純子 | 市民生活部地域経済振興課長 |
| 越智 恭宏 | 市民生活部保険課長 |
| 米村 昌純 | 市民生活部環境課長 |
| 小川 智瑞子 | 福祉部社会福祉課長 |
| 鳥越 雅也 | 福祉部主幹（社会福祉協議会担当課長） |
| 細井 洋海 | 福祉部地域福祉課長 |
| 岡田 きよみ | 福祉部福祉センター長 |
| 西村 雅代 | 福祉部生活援護課長 |
| 本間 慶一 | 福祉部障害福祉課長 |
| 中山 裕雅 | 福祉部主幹（福祉公社担当課長） |
| 近田 真 | こども・健康部健康課長 |
| 足立 覚 | 都市建設部公園緑地課長 |
| 石濱 晃生 | 都市建設部防災安全課長 |
| 白井 宏和 | 都市建設部都市計画課長 |
| 田嶋 修 | 都市建設部住宅課長 |
| 北條 晋 | 市立芦屋病院事務局総務課長 |
| 山川 範 | 教育委員会管理部管理課長 |
| 荒谷 芳生 | 教育委員会学校教育部学校教育課長 |
| 茶嶋 奈美 | 教育委員会社会教育部生涯学習課長 |
| 木野 隆 | 教育委員会社会教育部スポーツ推進課長 |

◎委員長 ○副委員長

(5) 芦屋すこやか長寿プラン2 1 評価委員会

平成 29 年 8 月 5 日現在

| 区 分 | 氏 名 | 出身団体等の名称及び役職 |
|----------------------|---------|--------------------------------------------|
| 学識経験者 | ◎ 藤井 博志 | 関西学院大学教授 |
| 保健, 医療及び福祉関係者 | ○ 安住 吉弘 | 芦屋市医師会副会長 |
| | 上住 和也 | 芦屋市歯科医師会会長 |
| | 仁科 睦美 | 芦屋市薬剤師会会長 |
| | 半田 孝代 | 芦屋市民生児童委員協議会 |
| | 加納 多恵子 | 芦屋市社会福祉協議会会長 |
| | 脇 朋美 | 芦屋市権利擁護支援センターセンター長 |
| | 和田 周郎 | 高齢者総合福祉施設愛しや施設長 |
| 福祉及び教育団体関係者 | 北田 恵三 | 芦屋市シルバー人材センター常務理事兼事務局長 |
| | 柴沼 元 | 芦屋市老人クラブ連合会副会長 |
| | 木村 嘉孝 | 芦屋市障がい団体連合会 芦屋市身体障害児者父母の会会長 |
| | 多田 洋子 | 芦屋市コミュニティ・スクール連絡協議会会長 打出浜コミュニティ・スクール委員長 |
| | 瀬尾 多嘉子 | 特定非営利法人 NALC 芦屋顧問 |
| 介護保険法9条に規定 する被保険者 | 原 秀敏 | 芦屋市国民健康保険運営協議会会長 |
| | 旭 茂雄 | 芦屋地方労働組合協議会事務局長 |
| | 玉木 由美子 | 認知症の人をささえる家族の会 あじさいの会世話人 |
| | 段谷 泰孝 | 芦屋市自治会連合会副会長 |
| 行政関係者 | 仲西 博子 | 兵庫県芦屋健康福祉事務所長 |
| | 寺本 慎児 | 芦屋市福祉部長 |

敬称略 ◎委員長 ○副委員長

(6) 事務局

| 所 属 | 役 職 名 | 氏 名 | |
|-----|-------|-----|--------|
| 福祉部 | 高齢介護課 | 課長 | 篠原 隆志 |
| | | 係長 | 井村 元泰 |
| | | 係長 | 松本 匡史 |
| | | 係長 | 山本 直樹 |
| | | 主査 | 小林 明子 |
| | | 係員 | 沖元 由優 |
| | | 係員 | 大西 貴和 |
| | | 係員 | 知北 早希 |
| | | 係員 | 洲崎 智子 |
| | | 係員 | 後藤 高弘 |
| | | 係員 | 北次 佑有 |
| | 社会福祉課 | 課長 | 小川 智瑞子 |
| | 地域福祉課 | 課長 | 細井 洋海 |
| | | 主幹 | 鳥越 雅也 |
| | | 係長 | 浅野 理恵子 |
| | 障害福祉課 | 課長 | 本間 慶一 |

4 関連委員会等

(1) 芦屋市権利擁護支援システム推進委員会

| | |
|------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 設置目的 | 高齢者，障がい者の虐待その他の権利侵害の防止策，高齢者，障がい者の権利を守るための支援策及び芦屋市権利擁護支援センターの機能を含めた地域における権利擁護支援システムの推進と検討等を行うため |
| 所掌事務 | 権利擁護支援の推進に関する提言及び提案に関すること 権利擁護支援システムの改善に関すること 芦屋市権利擁護支援センターの役割及び機能に関すること 権利擁護の推進に関する調査及び研究に関すること 権利擁護の推進を図るためのネットワーク構築に係る支援に関すること |
| 組織構成 | 学識経験者，司法関係者，保健福祉及び医療関係者，地域包括支援センター運営協議会関係者，芦屋市自立支援協議会関係者，芦屋市権利擁護支援センター関係者，福祉団体関係者，市民，行政関係者，その他市長が必要と認めた者 |

(2) 芦屋市地域包括支援センター運営協議会

| | |
|------|------------------------------------------------------------------------------------|
| 設置目的 | 芦屋市地域包括支援センターの適切な運営，公正・中立性の確保その他センターの円滑かつ適正な運営を図るため |
| 所掌事務 | センターの設置等に関すること センターの運営及び評価に関すること 地域包括ケアに関すること その他設置目的達成のために必要な事項に関すること |
| 組織構成 | 学識経験者，保健又は医療関係者，介護保険法(平成9年法律第123号)第9条に規定する被保険者，介護サービス及び介護予防サービス提供事業者，福祉団体関係者，行政関係者 |

(3) 芦屋市地域密着型サービス運営委員会

| | |
|------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 設置目的 | 介護保険法に規定する地域密着型サービス及び地域密着型介護予防サービスの適正な運営を確保するに当たり，関係者の意見を反映させ，学識経験者を有する者の知見の活用を図るため |
| 所掌事務 | 地域密着型サービスを提供する事業者の指定 地域密着型サービスの指定基準及び介護報酬の設定 地域密着型サービスの質の確保，運営評価その他市長が地域密着型サービスの適正な運営を確保する観点から必要であると判断した事項 |
| 組織構成 | 学識経験者，保健又は医療関係者，法第9条に規定する被保険者，介護サービス及び介護予防サービス提供事業者，福祉団体関係者，行政関係者 |

5 用語解説

【あ行】

あしやYO倶楽部

高齢者の生きがいづくり，健康づくり，地域社会への貢献を理念に設立された倶楽部で，コースやハイキングなど，各グループを中心に活動し理念を果たしている。

インセンティブ

介護予防などの介護給付適正化事業で具体的な効果を出している自治体に対し，その独自の取り組みを評価し，国が財政面で優遇することで，各自治体が積極的に事業に取り組むのを誘発する仕組み。

インフォーマル

非公式的なという意味で，インフォーマル支援者という場合は，住民組織やボランティアなど，各地域で福祉活動を行う人のこと。

LSA(生活支援員)

高齢者等の生活特性に配慮したバリアフリー化された公営住宅等に配置された生活援助員（ライフサポートアドバイザー）のこと。日頃の見守りと，日常生活支援サービスの提供を併せて行う。

【か行】

介護給付

介護認定審査で要介護1～5の認定を受けたかたに対する保険給付のこと。

介護認定審査

介護保険の被保険者からの申請に基づき，市町村が該当する要介護状態の区分を判定する際に行う審査のこと。審査は，1次判定の結果（市町村の調査員による訪問調査の結果をコンピューターが判定したもの）と主治医の意見書，訪問調査員が記した特記事項をもとに，介護認定審査会が行う。

介護予防ケアマネジメント

利用者の必要とするケアを調整する機能を果たす援助で，利用者が社会生活を行う上での様々なニーズに対応して，適切な社会資源と結びつけること。

介護予防支援

要支援1または要支援2の認定を受けた方が，自宅で介護予防のためのサービスを適切に利用できるよう，指定介護予防支援事業所がケアプラン（介護予防サービス計画）の作成や，サービス事業所との連絡・調整などを行うこと。

介護予防・日常生活支援総合事業

平成 27 年度の介護保険法の改正により、要支援認定者の訪問介護、通所介護を新たな受皿も増やし事業化するもの。

キャラバン・メイト

認知症サポーター養成講座の講師役のこと。「認知症サポーター」の項参照。

緊急・災害時要援護者台帳

緊急時に支援が必要な人の避難が遅れたり、安否がわからないといった状況にならないよう、氏名・住所・緊急時の連絡先などの情報や個別避難支援計画の登録を行い、本人の同意で関係機関と登録内容を共有し、平常時から地域との関わり合いを持ち、緊急・災害時に役立てることを目的とするもの。

クーリング・オフ制度

訪問販売など営業所以外の場所において、特定の商品等について契約の締結等をした場合、一定の期間内であれば違約金などの請求を受けることなく、申し込みの撤回や契約の解除ができる制度のこと。

ケアハウス

老人福祉法による規定する軽費老人ホームの一種。60 歳以上の方が自立した生活を継続できるよう構造や設備の面で工夫された施設。各種相談，食事，入浴のサービス提供のほか，緊急時の対応機能も備えている。

ケアマネジャー

介護保険サービスの居宅介護支援を行う介護支援専門員のこと。

(芦屋市)ケアマネジャー友の会

ケアマネジャーの職能団体。各地域で組織化されており活動している。

健康遊具

散歩の途中などに誰でも気軽にストレッチをしたり，体のツボを刺激したり，体を鍛えたりできる，健康づくりを主な利用目的とした遊具のこと。

権利擁護

個人の生活・権利をその人の視点に立って代弁し主張すること，または本人が自分の意思を主張し権利行使ができるよう支援すること。

(芦屋市)権利擁護支援センター

保健福祉センター内にある高齢者・障がいのある人などの権利擁護に関する相談から支援までを一元的，専門的に対応する機関。

高齢化率

総人口に占める 65 歳以上人口（老年人口）の割合。

高齢者生活支援センター

地域の高齢者への総合的な支援を行う機関。本市では地域包括支援センターの名称を「高齢者生活支援センター」とし、市内 4 か所に設置している。

高齢者セーフティーネット

高齢者が日々の生活で困難な状況に陥った場合に、関係機関や地域住民等が連携して援助を行う、また、そうした事態になることを防止する仕組みのこと。

コミュニティ・スクール

本市独自のもので、地域社会(小学校区が基本的な範囲)の中で、一人一人が市民としての自覚と責任を持ちながら、だれもが参加できる文化活動・スポーツ活動・福祉活動・地域活動等を通じて、真に心豊かでゆとりのあるまちづくりを目指すという共通目標をもった共同体のこと。

【さ行】

サービス付き高齢者向け住宅

バリアフリー対応の賃貸住宅で、主に自立（介護認定なし）あるいは軽度の要介護状態の高齢者が入居する施設。

3職種

高齢者生活支援センターに配置必須とされている、社会福祉士、主任介護支援専門員、保健師のこと。

自主防災会

防災を目的とした、市民の自発的な地域組織のこと。

若年性認知症

比較的若い年代で発症する認知症。「認知症」の項参照。

住所地特例(者)

介護保険の被保険者が、他市町村にある施設等に入所し、施設所在地に住民登録を移した場合に、入所前の市町村が保険者となる制度のこと。

障がい者基幹相談支援センター

地域における相談支援の中核的な役割を担い、障がいのある人の相談を総合的に行い、また、地域の相談支援事業所間の連絡調整や関係機関との連携をし、地域課題の解決を行う機関。

障がい者相談支援事業

障がいのある人が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、日常生活での悩みや障がい福祉サービスの利用等について相談支援を行う事業。

自立支援協議会

地域課題の抽出や障がい者への支援体制に関する課題について対応策の検討、関係機関とのネットワークの構築など地域の実情に応じた体制の整備に向け、支援を行う協議会。

シルバー人材センター

働く意欲のある高齢者を対象に、臨時的かつ短期的なもの又は、その他の軽易な業務の機会を確保し、就業を通じて、社会参加と生きがいづくり、高齢者の能力を活かした地域づくりに寄与することを目的として設立された公益法人のこと。

シルバーハウジング(高齢者世話付住宅)

福祉施策と住宅施策の連携のもとに、ひとり暮らし高齢者、高齢者夫婦世帯等を対象に、高齢者の生活特性に配慮した設備・設計、緊急通報システムを備え、生活援助員（ライフサポート・アドバイザー）による福祉サービス（生活相談や緊急時の対応）を備えた公共賃貸住宅のこと。

スーパーバイザー

本市独自のもので、高齢者生活支援センターの機能強化を図るために各センターに 1 名配置している。センターの対応が停滞しないよう、センター内の協働体制の構築やセンター職員の管理、教育、支援を行う。

成年後見制度

認知症、知的障がい、精神障がいなどによって物事を判断する能力が十分ではない方について、本人の権利を守る援助者（「成年後見人」）を選ぶことで本人を法的に支援する制度。判断能力に応じて「後見」、「補佐」、「補助」の 3 制度がある。中でも援助者が一般市民の場合を「市民後見人」、法人が援助者の場合を「法人後見」という。

【た行】

第1号被保険者

65 歳以上の介護保険被保険者のこと。

第2号被保険者

40 歳以上 65 歳未満の介護保険被保険者のこと。

団塊の世代

昭和 22 年から昭和 24 年に生まれた世代を指す。この 3 年間の出生数は約 810 万人であり、その前後に比べて非常に多く、「第一次ベビーブーム世代」とも呼ばれる。

地域アセスメント

高齢者の生活支援に活用できる地域内の社会資源を把握したり、地域の生活支援ニーズを把握すること。

地域共生社会

制度・分野ごとの「縦割り」や「支えて」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共に創っていく社会。

地域ケア会議

地域包括ケア実現のため、地域の实情にそって、地域資源をどのように構築していくべきか、課題を的確に把握し、解決していく手段を導き出すための会議。具体的には、多職種で話し合う場を設け、問題解決にあたるもので、地域包括支援センター等が主催する。

地域支え合い推進員(生活支援コーディネーター)

平成 28 年度から市内 5 か所に配置している。地域の資源やニーズを収集し、本市に必要な地域資源の開発を目指している。

地域資源

地域にある公的・民間サービスや地域の活動・居場所などのこと。

地域発信型ネットワーク会議

本市独自のもので、小地域福祉ブロック会議、中学校区福祉ネットワーク会議、地域ケアシステム検討委員会、芦屋市地域福祉推進協議会で構成されるネットワーク。芦屋市社会福祉協議会が事務局。

地域包括ケアシステム

団塊の世代が 75 歳以上となる平成 37 年（2025 年）を目途に、重度な要介護状態になっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けられるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供されるシステムのこと。

地域密着型サービス

高齢者が身近な地域での生活が継続できるよう、平成 18 年の介護保険制度改正によって創設された介護保険サービスのこと。本サービスは、市町村が介護サービス事業者の指定や指導・監督を行うとともに、日常生活圏域ごとに必要な整備量を調整（計画量を超える場合、市町村は指定を拒否することが可能）、原則としてその市町村の住民のみが利用でき、地域の实情に応じた基準や介護報酬の設定が可能。

地域見まもりネット

本市独自のもので、気になる高齢者がいる時に、登録している協力事業者が、高齢者生活支援センター等の支援機関に連絡し、見守りにつなげるネットワークのこと。

チェックリスト

65 歳以上の高齢者を対象に、介護の原因となりやすい生活機能低下の危険性がないかどうか、という視点で運動、口腔、栄養、物忘れ、うつ症状、閉じこもり等の全 25 項目について「はい」「いいえ」で記入していただく質問表のこと。

超高齢社会

高齢化率（総人口のうち 65 歳以上の人口が占める割合）が
7%を超えた社会「高齢化社会」
14%を超えた社会「高齢社会」
21%を超えた社会「超高齢社会」
(WHO(世界保健機関)と国連の定義による。)
日本はすでに超高齢社会である。

特定疾病(者)

介護保険の第 2 号被保険者で、要介護者、または要支援者として認定される疾病のこと。①筋萎縮性側索硬化症、②後縦靭帯骨化症、③骨折を伴う骨粗鬆症、④多系統萎縮症、⑤初老期における認知症、⑥脊髄小脳変性症、⑦脊柱管狭窄症、⑧早老症、⑨糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症及び糖尿病性網膜症、⑩脳血管疾患、⑪進行性パーキンソン病、⑫閉塞性動脈硬化症、⑬関節リウマチ、⑭慢性閉塞性肺疾患、⑮両側の膝関節、または股関節に著しい変形を伴う変形性関節症、⑯がん（医師が一般に認められている医学的知見に基づき、回復の見込みがない状態に至ったと判断したものに限る）の 16 種類がある。

特別給付

介護保険の第 1 号被保険者の保険料を財源に、市町村が条例で独自に定める保険給付のこと。

【な行】

認知症

後天的な脳の器質的障がいにより、いったん正常に発達した知能が低下した状態のこと。

認知症ケアネット(認知症ケアパス)

認知症の症状に応じ、いつどこで、どのようなサービスを利用できるかをわかりやすくまとめたもの。

認知症高齢者の見守り・SOSネットワーク

行方不明になるおそれのある認知症高齢者の日頃の見守り体制及び所在が不明となった場合に、地域の支援を得て早期に発見できるよう関係機関の協力連携体制を構築することにより、認知症高齢者の安全の確保及び家族等への支援を図ることを目的としたネットワークのこと。

認知症サポーター

行政機関が実施主体となる「認知症サポーター養成講座」の受講者で、友人や家族への認知症に関する正しい知識の伝達や、認知症になった人の手助けなどを本人の可能な範囲で行うボランティアをいう。受講者には認知症を支援する目印としてオレンジリングが授与される。

認知症地域支援推進員

医療機関や介護サービス及び地域の支援機関との連携を図るための支援や、認知症の人やその家族を支援する相談業務等を行う。芦屋市では、高齢者生活支援センターに配置している。

認定調査

介護保険制度において、要介護認定又は要支援認定のために行われる調査をいい、市町村の訪問調査員が被保険者を訪問し、心身の状態などを本人や家族から聞き取りを行う。

【は行】

はつらつ館

芦屋市シルバー人材センターの活動拠点となる建物。

バリアフリー

狭い意味では、障がいのある人が安全かつ自由に行動できる空間や、支障がなく扱うことができる物を指すが、現在は障がいのある人がノーマライゼーションに基づく社会生活や社会参加を困難にしている社会、制度、習慣、心理、物質、教育といったすべての障壁の除去といった広い意味で用いられることが多い。

PDCA(PDCA サイクル)

Plan（計画）、Do（実行）、Check（確認）、Action（行動）の4つで構成されている。品質改善や経費削減、環境マネジメント、情報セキュリティなど、多くの分野で用いられる管理手法の一つ。

福祉サービス利用援助事業

在宅の高齢者が安心して生活できるように、福祉サービスの利用や日常の金銭管理等を支援する事業。

福祉推進委員

社会福祉協議会から委嘱された地域福祉を推進する活動を行う人。地域の見守りや高齢者の生きがいづくり活動など自主的な活動を行いながら、福祉のまちづくりを推進している。

【ま行】

民生委員・児童委員

地域の中から選ばれ、自治体の推薦会を経て厚生労働大臣から委嘱された非常勤の地方公務員。自らも地域住民の一員として、地域を見守り、地域の身近な相談に応じ、必要な支援が受けられるよう専門機関とのつなぎ役も担う。

【や行】

要介護等認定者

介護認定審査において、要介護状態の区分が要支援1～2、要介護1～5に判定された人のこと。

要介護度の目安

| | |
|------|----------------------------------------------------------------|
| 要支援1 | 日常生活はほぼ自分でできるが、今後、要介護状態になることを予防するために、少し支援が必要。 |
| 要支援2 | 日常生活に少し支援が必要だが、介護サービスを適応すれば、機能の維持、改善が見込める。 |
| 要介護1 | 立ち上がりや歩行がやや不安定。日常生活はおおむね自立しているが、排泄や入浴などに一部介助が必要。 |
| 要介護2 | 立ち上がりや歩行が自力では困難。排泄や入浴にも一部または全介助が必要。 |
| 要介護3 | 立ち上がりや歩行が自力ではできない。排泄・入浴・衣服の着脱などにも全面的な介助が必要。 |
| 要介護4 | 日常生活の全般で能力の低下が見られ、排泄・入浴・衣服の着脱に全面的な介助、食事に一部介助が必要。介護なしでは日常生活が困難。 |
| 要介護5 | 生活全般にわたり、全面的な介助が必要。意思の伝達が困難。介護なしでは日常生活が不可能。 |

要保護児童対策地域協議会

虐待や非行などの要保護児童に関する問題について、関係機関等の連携により組織的に対応し、当該自動の早期発見及び適切な保護を図ることを目的に設置された協議会。

予防給付

介護認定審査で、要支援1・2の認定を受けたかたに対する保険給付のこと。

【ら行】

老人クラブ

おおむね60歳以上で構成される地域を基盤とした高齢者の自主的な組織。高齢者自らの生きがい高め健康づくりを進める活動や、ボランティア活動をはじめとした地域を豊かにする各種活動を行う。介護保険制度の導入により、介護予防という観点からその活動と役割が期待されている。

【わ行】

ワークショップ

本来は作業場という意味であるが、あるテーマについて参加者が積極的に意見や技術を交換しながら討議を重ね、協働で何かを創り出す、参加型・体験型の研修会などの形式のこと。

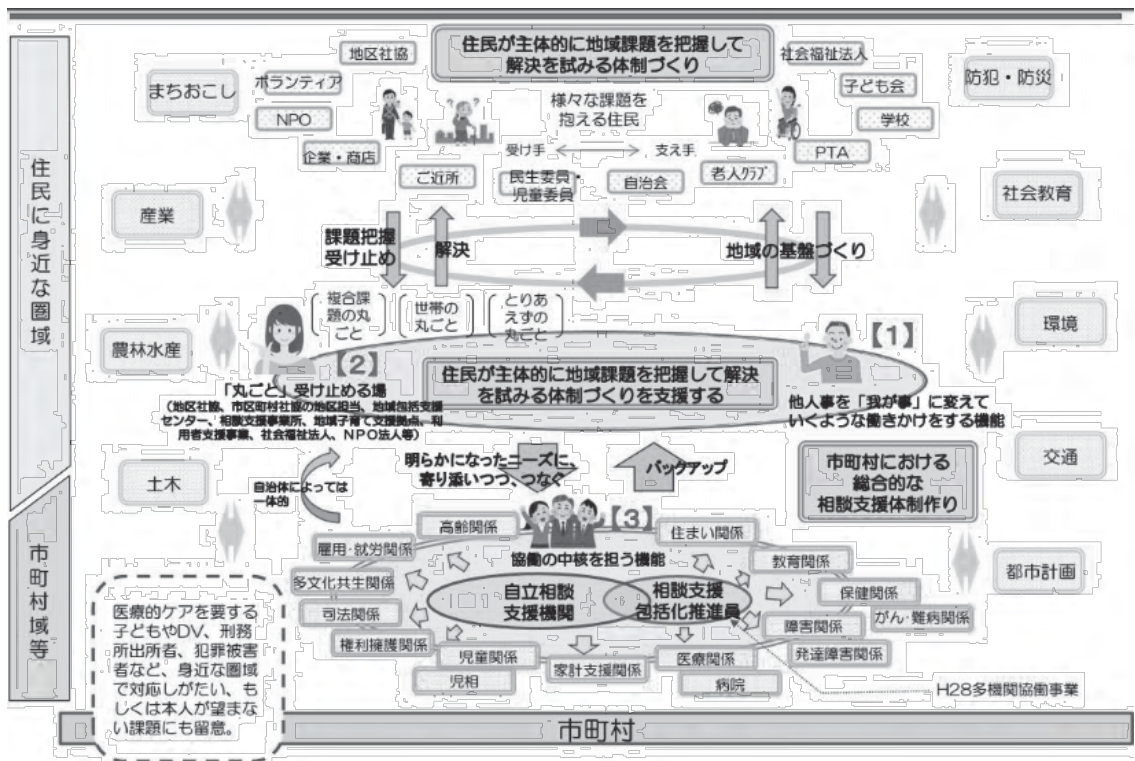
我が事・丸ごと

地域住民が「他人事」ではなく、主体的に「我が事」として、自分たちの暮らす地域をより良くしようと支えあう地域づくりに取り組み、行政がその地域づくりを支援するとともに、「縦割り」ではなく、高齢者・障がいのある人・子ども等、分野をまたがって包括的、総合的に「丸ごと」相談できる支援体制の整備を行い、地域共生社会の実現を目指す仕組み。

平成 29 年改正法（P.2 参照）により社会福祉法の一部が改正され、地域や個人が抱える生活課題を解決していけるよう、「我が事・丸ごと」の包括的な支援体制を整備することが市町村の努力義務とされている。

地域共生社会の実現に向けた「我が事・丸ごと」の包括的な支援体制の整備は、地域包括ケアシステムの「必要な支援を包括的に提供する」という考え方を障がいのある人や子ども等への支援にも広げたものである。

地域における住民主体の課題解決力強化・包括的な相談支援体制のイメージ



資料：厚生労働省「地域共生社会の実現に向けた市町村における包括的な支援体制の整備に関する全国担当者会議 資料」（平成 29 年 9 月 25 日）

第 8 次芦屋すこやか長寿プラン 2 1
第 8 次芦屋市高齢者福祉計画及び第 7 期介護保険事業計画

平成 3 0 年 3 月

○発行／芦屋市

〒 6 5 9 - 8 5 0 1 兵庫県芦屋市精道町 7 - 6

TEL 0 7 9 7 - 3 8 - 2 0 4 4 FAX 0 7 9 7 - 3 8 - 2 0 6 0

ホームページ <http://www.city.ashiya.lg.jp/>

○編集／芦屋市福祉部 高齢介護課

